

表259 中央卸売市場北部市場の食品等の官能検査

	検体数 (実数)	違反検体数 (実数)	違反理由	
			食品衛生法 第19条第2項	その他
魚介類	24,015	-	-	-
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	40	-	-
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	26	-	-
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	66	1	-
	生食用冷凍鮮魚介類	18	-	-
	魚介類加工品(びん・かん詰を除く)	12,370	1	-
	肉卵類及びその加工品(〃)	3,512	-	-
	乳、乳製品及び乳類加工品	113	-	-
	アイスクリーム類・氷菓	2	-	-
	穀類及びその加工品(びん・かん詰を除く)	835	-	-
	豆類及びその加工品(〃)	955	-	-
野菜類・果物及びその加工品(〃)	14,710	-	-	
菓子類	3,236	2	2	-
清涼飲料水	706	-	-	-
酒	92	-	-	-
氷	-	-	-	-
水	1	-	-	-
かん詰びん詰食品	2,248	-	-	-
その他の食品	512	-	-	-
添加物及びその製剤	1	-	-	-
器具及び容器包装	5	-	-	-
おもちゃ	3	-	-	-
総数	63,466	4	4	-

資料：健康安全部健康危機管理担当